川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金制度の手続フロー

事前相談

・別添「申請手続き」を参照の上、事前相談書（参考様式）を１部提出

補助金交付申請

・別添「申請手続き」を参照の上、申請書等を提出
・川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項に基づき「民間自転車等駐車場整備費補助金交付申請書（第１号様式）」、「事業計画書（任意様式）」ほかを各１部提出

審査・交付決定

・申請内容の審査・交付の可否の決定
・要綱第６条第２項に基づき、「民間自転車等駐車場整備費補助金交付（不交付）決定通知書（第２号又は第３号様式）」により通知
・本補助金制度に係る交付申請から交付決定までの期間は、原則３０日間となっております。

整備

・民間自転車等駐車場整備費補助金工事着手届（参考様式）を１部提出

完了報告

・要綱第７条第１項に基づき、「民間自転車等駐車場整備費補助金工事完了届（第４－１号様式）」を１部提出（必要に応じ第４－２、３号様式を提出）
・完了届を基に書類及び現地の検査を実施

補助金の額の確定

・要綱第８条に基づき、「民間自転車等駐車場整備費補助金交付額確定通知書（第５号様式）」により通知
・補助金請求・交付

開設の報告

・要綱第９条に基づき、補助金受領後３０日以内に「民間自転車等駐車場整備費補助金開設報告書（第６号様式）を１部提出

運営状況の報告

・要綱第10条別表１に定める期間について、「民間自転車等駐車場運営状況報告書（第７号様式）」を１部提出
・開設後、施設の変更・廃止等が生じる場合には第８号様式を提出